

就学援助制度のお知らせ

高知市教育委員会

7. 認否の通知

- 援助を受けられるかどうかの審査結果は、教育委員会から**保護者へ直接**お知らせします。
- 申請書が学校から教育委員会に提出されてから、**おおむね1か月程度で通知**します。
- 認定後も、年度の途中であらためて審査を行うため、その結果、後期（10月～3月）から否認定となる場合があります。詳しくは、個別にお知らせします。
- 否認定となった場合は、再審査請求ができます。詳しくは、否認定通知でご案内します。
- **再審査請求には申請期限があります**ので、結果通知が届きましたら速やかに開封してください。

8. よくある質問（Q&A）

Q1 前年に認定を受けていても、今年も申請が必要ですか。

A はい。私立学校の就学援助は、当年度の授業料免除の状況を確認する必要があるため、前年に認定を受けた方も、毎年度申請が必要です。

Q2 公立学校に通う兄弟姉妹がいる場合、一緒に継続申請できますか。

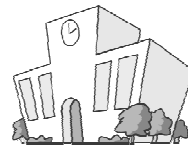
A できません。私立学校分は、公立学校の継続申請とは別の取扱いとなりますので、このお知らせに沿って、学校を通じて申請してください。

Q3 いったん認定されても、後期から支給対象外となることがありますか。

A あります。年度の途中で行う審査の結果により、後期から支給対象外となる場合があります。詳しくは、個別にお知らせします。

お問合せ先

お子さまが通学している小・中学校 もしくは
高知市教育委員会 青少年・事務管理課 〈TEL 088-823-9468〉



就学援助制度のお知らせ

高知市教育委員会

1. 就学援助制度とは

この制度は、お子さんが学校生活を送る中で、経済的な理由で困ることがないように、学用品費などの援助を行うものです。なお、学校の教育活動に基づく援助制度ですので、学校と教育委員会が連携して援助を行っています。

私立学校に通う方へ（公立学校とは申請方法が一部異なります）

- 私立学校の就学援助は、毎年度申請が必要です。
- 申請は、紙の申請書を学校を通じて提出してください。
- 受付は、学校の授業料免除の決定後に始まります。
- 審査結果は、教育委員会から保護者へ直接お知らせします。

※ 公立学校に在籍する兄弟姉妹がいる場合でも、私立学校分はこのお知らせに沿って別に申請してください。

※ 私立学校に通う児童生徒の就学援助は、毎年度、当年度の授業料免除の状況を確認する必要があるため、前年度に認定を受けた方も、毎年度申請が必要です。

2. 援助の対象となる方

高知市に在住し、

① 生活保護を受けている方（※ 修学旅行費のみ）

② 生活保護を受けている方に準ずる程度に、経済的に困窮していると教育委員会が認める方
上記①又は②のいずれかに該当し、かつ、**授業料の納付を全額免除されている方**。他市の就学援助を受けている方は対象となりません。

3. 援助の内容

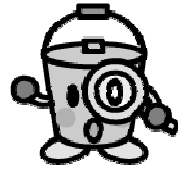
項目	対象となる内容	援助額	対象学年・時期のめやす
学用品費等	学用品・通学用品の購入費、宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学料	小学校：15,480円 中学校：27,240円 ※ 途中認定者は月割	全学年
新入学学用品費	小中学校等入学時の学用品・通学用品の購入費 ※ すでに新入学（準備）に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校1年生 54,790円 中学校1年生 60,730円	小学校1年生 中学校1年生 (4月認定者)
宿泊を伴う校外活動費	宿泊を伴う校外活動における交通費・見学料 ※ キャンセル代は原則対象外。特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。	実費を支給 小学校上限額：3,690円 中学校上限額：6,210円	学年を通じて1回
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料及び保護者が均一で負担する額 ※ 参加した旅行行程分が対象（学校団体料金を適用【金券等除く】。こづかい、キャンセル代は原則対象外。キャンセル代については、特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象。）	実施後に実費を支給	小学校・中学校 それぞれ1回 (実施学年で支給)
新入学準備費	中学校（義務教育学校後期課程）新入学準備の学用品・通学用品の購入費〔3月中に認定期間があった者に限る〕 ※ すでに中学校新入学（準備）に関する就学援助費、又は生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	小学校6年生 (来年度中学1年生) 78,730円	小6（翌年度に中1となる方）

4. 認定の審査

認定の審査については、次の項目を審査します。

- 世帯の構成
- 所得の状況
- 住居の状況
- 居住地の確認
- ※ 借入状況（住宅ローン等）については審査の対象外です。

※令和8年度から「他からの援助の状況」の項目を審査項目から外しました。



生計を同一にしている方全員の所得合計額が、認定基準額未満の世帯が対象となります。

《審査に使う所得の年》

就学援助は、認定する期間によって、審査に使う所得の年が変わります。

前期（4月～9月）は令和6年分、後期（10月～3月）は令和7年分の所得で審査します。

認定する期間	審査に使う所得
（前期）令和8年4月～9月	令和6年分の所得（令和7年度）
（後期）令和8年10月～令和9年3月	令和7年分の所得（令和8年度）

・所得額の修正申告等により、認定後に支給対象基準額を超過していたことが判明した場合は認定の取り消しを行います（支給済みの就学援助費は返金していただきます）。

■認定基準額未満となる所得額のめやす

（令和8年4月1日現在）

家族数	家族構成	所得額 （令和6年分）
2人	父または母（32才）・子（小1）	233万円程度
3人	父（35才）・母（32才）・子（小1）	266万円程度
3人	父または母（35才）・子（小6）・子（小1）	308万円程度
4人	父（35才）・母（35才）・子（小3）・子（小1）	329万円程度
4人	父（35才）・母（35才）・子（中2）・子（小3）	355万円程度
5人	祖母（58才）・父（35才）・母（35才）・子（小3）・子（小1）	386万円程度
6人	祖母（58才）・父（35才）・母（35才）・子（小6）・子（小3）・子（小1）	446万円程度

※ 所得額＝合計所得金額－（社会保険料控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除＋所得金額調整控除）

■注意事項

- 所得額のめやすは、世帯構成や住居の状況などによる認定基準額で増減するため、世帯ごとに異なります。該当するかどうか迷われる場合はまずはご申請ください。個別の基準額や審査結果の見込みにはお答えできません。
- 給与収入の場合は、給与所得控除後の金額から社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、所得金額調整を控除した金額となります。
- 所得確認のため、所得申告を済ませてください。所得がない方や少ない方も申告が必要です。確認できない場合は審査ができず申請を却下する場合があります。
- 住民票が同じ世帯の方、生計が同一の方の所得は、合算して審査します。保護者の配偶者は、別居中でも婚姻関係（内縁・事実婚を含む）があれば、生計同一と判断します。
- 住民票上同一世帯でも生計が別の場合は、客観的な書類を申請書に添えて提出することで別世帯として扱うことがあります。申し出だけでは認められません。
- 別住所でも生計を同一にしている方の所得は合算することができます。申請書に入力または記入し、備考欄に住民票の住所を書いてください。
※ 証明書類は事情により異なりますので、不明な場合は教育委員会に相談してください。
※ 資料の追加提出を依頼することがあります。
※ 証明する書類を提出していただいても、生計が別と判断できない場合があります。

審査に関係する項目について偽ったり、その他不正な手段によって援助費を受けた場合は、援助費の返還を命ずる場合があります。

■SMSによる連絡について

電話回線を使用したSMS（ショートメッセージサービス）を利用して、申請内容の確認等の連絡をさせていただくことがあります。携帯電話のキャリアごとに以下の番号でSMSが届きます。

docomo/au/Rakuten	0888239468
Softbank	247296



5. 申請方法

(1) 申請書の入手

- 申請書は、お子さまが通学している学校で受け取ってください。
- 申請は、世帯の状況が変わる度に必要です。認定になったとしても、その後に世帯の状況が変わった場合は、新たに申請する必要がありますので、ご連絡ください。

(2) 提出方法

申請書を記入し、必要書類を添えて、お子さまが通学している小・中学校へ提出

(3) 添付書類が必要な場合（該当者のみ提出）

世帯の中に令和7年1月1日又は令和8年1月1日時点で市外に住民票があった方（高知市外から転居してきた、高知市外に在住している、高知市外で所得の申告をされた方など）がいる場合は、次の添付書類が必要です。

令和7年1月1日時点で市外に住民票があった方 ⇒ 令和7年度の所得（課税）証明書 ※ 写し可
所得額・控除額・課税状況が全て記載されている証明書（記載されていない事項があると受付できません）
※ 令和7年度の所得（課税）証明書は、該当の市区町村へ交付申請をしてください。

令和8年1月1日時点で市外に住民票があった方 ⇒ 令和8年度の所得（課税）証明書 ※ 写し可
所得額・控除額・課税状況が全て記載されている証明書（記載されていない事項があると受付できません）
※ 令和8年度の所得（課税）証明書は、発行可能となる6月中旬以降に該当の市区町村へ交付申請をしてください。
※ 提出が間に合わない場合は、先に申請書を提出し、後日に所得（課税）証明書を追加提出してください。

(4) 提出先

お子さまが通学している小・中学校

6. 受付時期（学校の授業料免除決定後に受け付けます）

受付時期	認定された場合の支給開始日
学校の授業料免除の決定の日からその決定日の翌月末日まで ※ 最終受付日：令和9年3月の最終登校日	授業料免除の開始月の1日分から支給 ※ 申請内容によっては、支給開始日が異なる場合があります。

※ 授業料免除決定日の翌月末日を過ぎて申請書を提出した場合は、申請書を受け付けた月の1日分から支給となります。